

議案第73号

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に準じ、本市職員の勤務時間等の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第一号

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年勝山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。